平成29年度

品川区交通安全日推進要領

り 交通安全日は、区内の交通実態に即した交通安全活動を区内一斉に実施することにより、広く区民に交通安全 思想の浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい 交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故を 防止し、安全で快適な交通社会の実現に資することを目

的とする。

実 施 日 毎月10日とする。

ただし、10日が土日祝日にあたる月は、直前の平日と する。

(4月は交通安全運動期間中のため設定しない)

実施日カレンダー

	年5月10日(水)	平成29年11月10日(金)
IJ	6月9日(金)	〃 12月8日(金)
IJ	7月10日(月)	平成30年1月10日(水)
IJ	8月10日(木)	〃 2月9日(金)
IJ	9月8日(金)	ッ 3月9日(金)
IJ	10月10日(火)	

実 施 期 間

平成29年5月から平成30年3月

主催機関

品川区交通安全協議会

推進要領

各構成団体は関係機関との連携を図り、「交通安全日」を「一日交通安全運動の日」と位置づけ、下記の推進事項により、それぞれの地域や職域の実情に応じた、区民総ぐるみの交通安全運動を図るものとする。

推進事項	推進内容
工 <u>% +、</u> +、 中 北 手	広報紙、チラシ、ケーブルテレビ等各種広報媒体や懸垂幕等
│ 活発な広報活動 │	の掲出による「交通安全日」の周知
	1. 関係機関の実施する運転者講習会、交通安全教室等の周知
**********	と受講の奨励
交通安全意識の	2. 家庭、学校、職場等における交通安全についての話し合い
普及啓発 一	等による交通安全意識の高揚
	3. 交通安全教育の推進
から カント フ カマ	1. 重大事故の原因となる悪質・危険な違反の指導・取締り
街頭における交通	2. 子ども、高齢者等に対する保護誘導活動
安全活動の推進	3. 地域住民、事業所、関係機関、団体等による街頭広報等